

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益城町長

市町村名 (市町村コード)	益城町 (43443)	
地域名 (地域内農業集落名)	上陳・下陳・堂園地区 (上陳、下陳、北向)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、水稻の栽培が盛んな地域である。

鳥獣害被害が拡大している。特に小学校や幼稚園付近にも出没し、子供に被害が出ないか心配。
過疎化が進み農業従事者も高齢化していて、後継者不足も不安である。
稼げる農業にしないと後継者が出てこないのではないか。
地区で共同作業するにも人員が減り、除草作業などが難しくなっている。
基盤整備の再整備などを再検討していく。
生産している作物を十分にアピールできていない。

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

鳥獣害被害が拡大しているので、駆除や捕獲などに繋がる効果的な対策を検討する。
営農組合などの組織化についての勉強会などの開催を検討し、機械の共同利用等を含めコスト等の削減を目指す。
非農業従事者を含めて農業が体験できるような企画の開催を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地を本計画の基本的な区域とする。
堂園地区に関しては農振農用地及び周辺の農地も区域とする。(基盤整備実施済みの圃場)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
—
(2)農地中間管理機構の活用方針
—
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っているところの再整備や新たに基盤整備が必要となるところなど検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手不足の解消のため人材確保・育成を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

機械の共同利用や農作業の分業化や後継者の育成を推進するため、集落営農組合組織化を検討していく。
鳥獣被害防止等の観点から荒れ地対策を検討していく。(農業以外の施設への転用も一つの対策として考慮する。)